

# 第 3 期吉田町障害者計画

平成 31 (2019) 年 3 月  
吉 田 町



## はじめに

本町では、平成26年3月に「第2期吉田町障害者計画」を策定し、基本理念である「ノーマライゼーションとリハビリテーションに基づいた共生社会の実現」に向け、積極的に障害者福祉施策を展開し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、雇用・就労対策の促進にも取り組んでおります。

この間、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、さらに平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」が改正され、新たな取組が進められています。

このため、本町においても、新たな法律の理念及び趣旨に基づく障害者施策を、計画的かつ総合的に推進する必要があるため、平成31年度から平成35年度までの5年間の計画期間とする「第3期吉田町障害者計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、障害者福祉の推進に向けて、積極的に障害者施策・事業を展開し、この計画の目指す姿である「障害のある方が安心して自立した生活ができるまち」の実現に向け、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をくださいました吉田町障害者（児）福祉推進委員会各委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた町民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成31年3月



吉田町長 田村典彦

天皇退位等に関する硬質典範特例法（平成29年法律第63号）は平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が退位され元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、年、回言語は新元号に読み替えるものとします。

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の性格・位置付け .....	2
3 計画の対象 .....	3
4 計画の期間 .....	3
<b>第2章 障害者を取りまく現状</b> .....	<b>4</b>
1 障害者の現状 .....	4
2 アンケート調査結果 .....	10
3 当事者団体等ヒアリング結果 .....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 計画の基本理念 .....	30
2 計画の基本目標 .....	30
3 施策の体系 .....	32

<b>第4章 基本計画</b> .....	<b>33</b>
1 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。.....	33
2 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。.....	36
3 ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。.....	41
4 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。.....	46
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>50</b>
1 障害者（児）福祉推進委員会における推進.....	50
2 各主体の役割.....	50
<b>資料編</b> .....	<b>52</b>
1 吉田町障害者（児）福祉推進委員会設置要綱.....	52
2 吉田町障害者（児）福祉推進委員会委員名簿.....	54
3 用語解説.....	55



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、災害による甚大な被害の発生など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。こうした中、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障害者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

本町においては、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会の実現」の 3 つの理念を基本とした「吉田町障害者計画」並びに「第 2 期吉田町障害者計画」に基づいて積極的な障害者施策・事業を進めてきました。

「第 2 期吉田町障害者計画」の計画期間の終了にあたり、近年の障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、新たな「第 3 期吉田町障害者計画」を策定するものです。

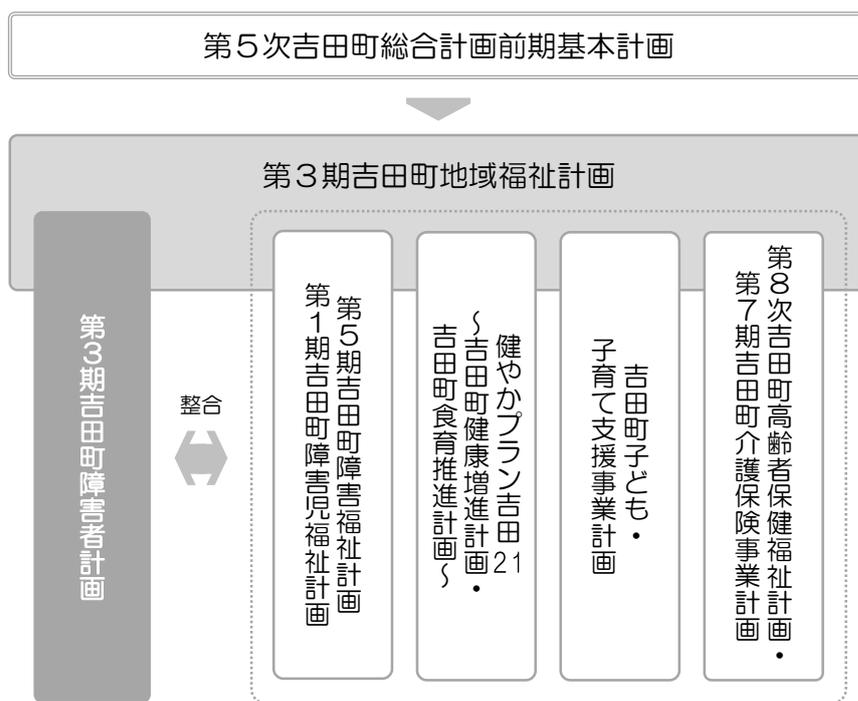
## 2 計画の性格・位置付け

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

障害者計画は、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、住民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

また、本計画は、上位計画である「第5次吉田町総合計画前期基本計画」の障害者福祉分野の個別計画として位置付けられ、福祉計画の上位計画である地域福祉計画をはじめ、町における他の関連計画との整合性を図り、障害者福祉対策に関し、本町が取り組むべき施策の基本的な方向と目標を示すものです。



### (2) 障害者福祉施策推進のためのガイドライン

障害のある人が、地域において、人間（ひと）としてあたりまえの暮らしを送ることができるように、個々の状況に応じた必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、福祉サービス等の提供体制の整備ならびに障害者福祉施策向上への取り組みを一層強めていかなければなりません。

また、町民・事業者・行政の協働による障害者福祉施策の展開を今後も着実に進めていくことが求められます。

このような観点に立って、本計画を、障害のある人の地域生活への移行の一層の促進、きめ細やかな相談支援体制の充実、身近な地域での自立に向けた日常生活支援及び就労支援の強化等を進めていくためのガイドラインとして位置づけ、社会情勢の変化に対応した障害者福祉施策の推進と、障害のある人の福祉サービス等の展開の課題や方向性を明らかにするとともに、目標の実現に向けた具体的な事項を定めるものです。

### 3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く町民を対象とします。

### 4 計画の期間

本計画は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間に合わせて見直します。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
計画	第 2 期吉田町障害者計画				第 3 期吉田町障害者計画				
	第 4 期吉田町 障害福祉計画			第 5 期吉田町 障害福祉計画		第 6 期吉田町 障害福祉計画			
				第 1 期吉田町 障害児福祉計画		第 2 期吉田町 障害児福祉計画			



## 障害者を取りまく現状

### 1 障害者の現状

#### (1) 総人口および障害者人口

##### ① 人口の状況

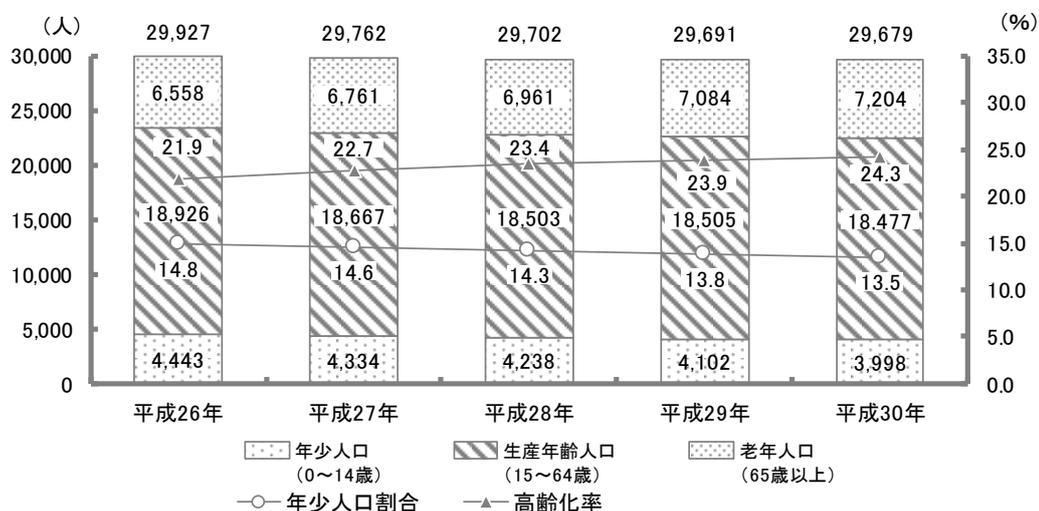
総人口の推移をみると、平成26年の29,927人から年々減少を続け、平成30年には29,679人と5年間で248人減少しています。その中でも、高齢者人口は646人の増加がみられ、総人口に占める割合（高齢化率）も平成26年に比べ2.4ポイント増加しています。一方、年少人口は445人の減少がみられ、総人口に占める割合（年少人口比率）も1.3ポイント減少しています。

年少人口比率よりも高齢化率の方が高くなっており、今後も益々、少子高齢化傾向が強まると推測されます。

年齢3区分別人口の推移

(人)

事業名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年少人口 (0~14歳)	4,443	4,334	4,238	4,102	3,998
生産年齢人口 (15~64歳)	18,926	18,667	18,503	18,505	18,477
高齢者人口 (65歳以上)	6,558	6,761	6,961	7,084	7,204
合計	29,927	29,762	29,702	29,691	29,679



資料：町民課（各年3月31日現在）

## ② 障害者人口の推移

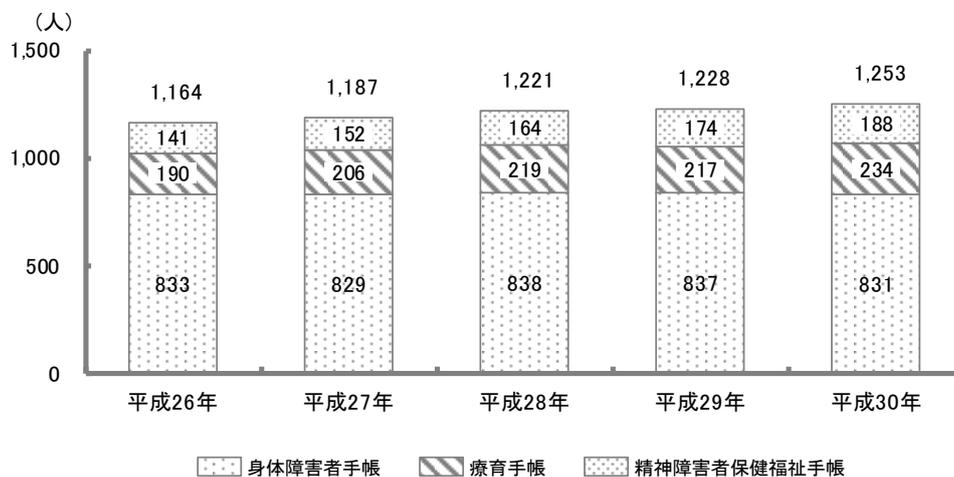
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成30年の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が831人、療育手帳所持者が234人、精神障害者保健福祉手帳所持者が188人となっています。

障害者の近年の動向は、身体障害者手帳所持者は横ばいの傾向にあります。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
身体障害者手帳	833	829	838	837	831
療育手帳	190	206	219	217	234
精神障害者保健福祉手帳	141	152	164	174	188
合計	1,164	1,187	1,221	1,228	1,253



資料：福祉課（各年3月31日現在）

## (2) 障害のある人の状況

### ① 身体障害者の状況

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障害が増加傾向になっています。また、肢体不自由が減少傾向になっています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
視覚障害	47	48	45	46	47
聴覚・平衡機能障害	37	37	44	47	43
音声・言語・ そしゃく機能障害	4	4	4	5	7
肢体不自由	487	474	473	457	447
内部障害	258	266	272	282	287
合計	833	829	838	837	831

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

障害種類別・等級別に身体障害者手帳所持数をみると、肢体不自由が多く、中でも 1 級、4 級の該当者の数が多くなっています。また、内部障害が 287 人と 2 番目に多く、内 1 級が 208 人と内部障害者の約 7 割を占めています。

障害種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

(人)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	14	3	0	106	208	331
2 級	15	10	0	69	2	96
3 級	1	4	3	72	24	104
4 級	3	12	4	129	53	201
5 級	12	0	0	47	0	59
6 級	2	14	0	24	0	40
合計	47	43	7	447	287	831

資料：福祉課（平成 30 年 3 月 31 日現在）

障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級が最も多く、平成30年には331人となっています。他、平成30年現在、4級が201人、3級が104人、2級が96人となっているなど、中度、重度を占める割合が高くなっています。

平成26年から平成30年にかけての伸び率は、1級が7.8%（24人）となっています。

障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	307	322	327	324	331
2級	94	90	92	98	96
3級	123	115	108	106	104
4級	211	205	211	206	201
5級	57	58	59	59	59
6級	41	39	41	44	40
合計	833	829	838	837	831

資料：福祉課（各年3月31日現在）

## ② 知的障害者の状況

障害の程度別療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年においては、Aが52人、Bが182人となっており、A、Bともに増加の傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
A	48	51	50	49	52
B	142	155	169	168	182
合計	190	206	219	217	234

資料：福祉課（各年3月31日現在）

### ③ 精神障害者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級が多く、平成30年には110人となっています。以下、3級が58人、1級が20人の順になっています。

平成26年から平成30年にかけて、どの級も増加傾向になっており、特に3級が1.5倍となっています。

自立支援医療の件数をみると、年々増加しており、平成30年では310件となっています。平成26年から30年の5年間で38件増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	8	11	13	13	20
2級	95	94	97	105	110
3級	38	47	54	56	58
合計	141	152	164	174	188

資料：福祉課（各年3月31日現在）

自立支援医療（旧精神障害者通院医療費公費負担）

(件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
合計	272	285	299	309	310

資料：福祉課（各年3月31日現在）

### (3) 療育・保育・就学の状況

特別支援学級の状況を見ると、平成30年現在、4校10学級に62人の児童・生徒が通級しています。

特別支援学校在籍状況をみると、小学部18人、中学部14人、高等部17人の計49人が在籍しています。

特別支援学級の状況

	設置校数（校）	学級数（級）	児童・生徒数（人）
小学校	3	7	41
中学校	1	3	21
合計	4	10	62

資料：学校教育課（平成30年10月1日現在）

特別支援学校在籍状況

(人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
吉田特別支援学校	17	14	16	47
吉田特別支援学校 駿遠分教室	1	0	0	1
藤枝特別支援学校 焼津分校	0	0	1	1
静岡中央特別支援学校	1	1	1	3
合計	18	14	17	49

資料：学校教育課（平成30年4月1日現在）

## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本町の障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する「第3期吉田町障害者計画」の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

#### ② 調査対象

障害者：身体・知的・精神に障害のある方

一般町民：吉田町在住の18歳以上を無作為抽出

#### ③ 調査期間

平成30年6月29日から平成30年7月27日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者	500 通	274 通	54.8%
一般町民	1,000 通	394 通	39.4%

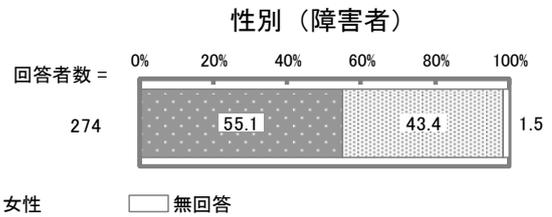
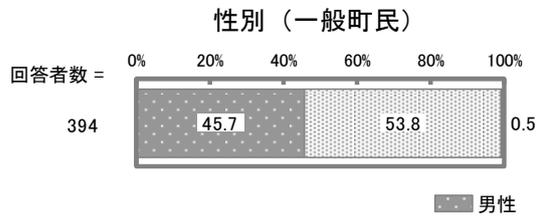
#### ⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

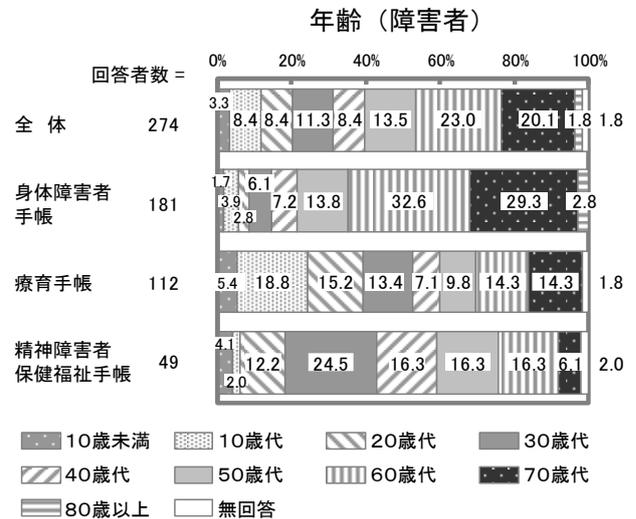
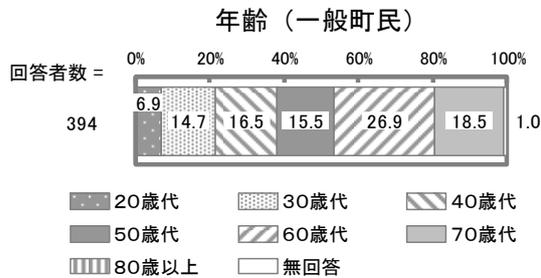
## (2) 調査の結果

### ① 回答者属性

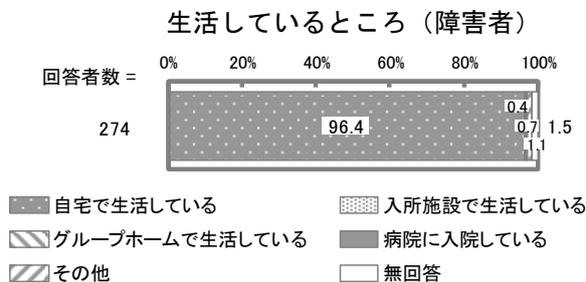
#### ア 性別



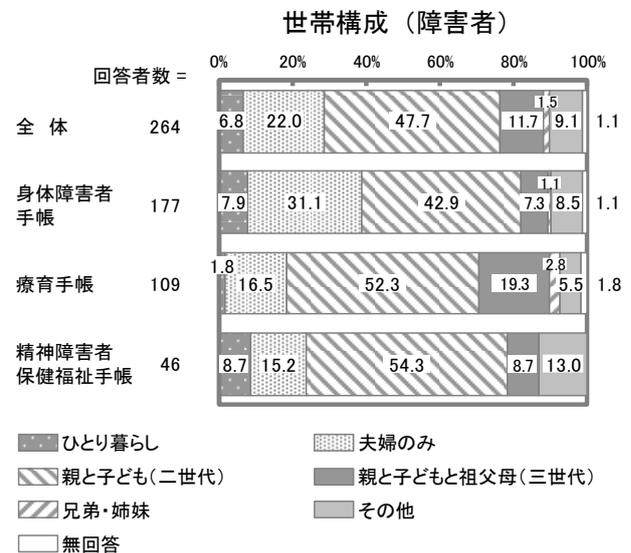
#### イ 年齢



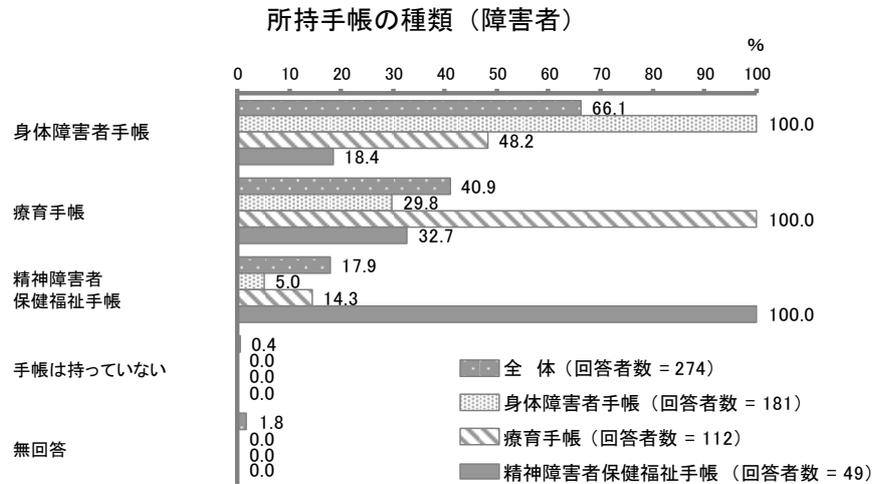
#### ウ 生活しているところ



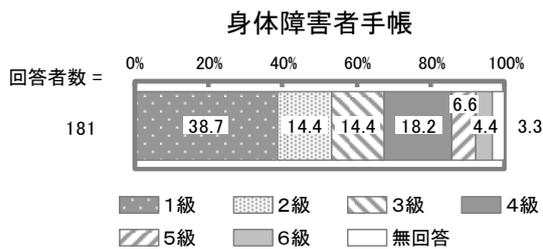
#### エ 世帯構成



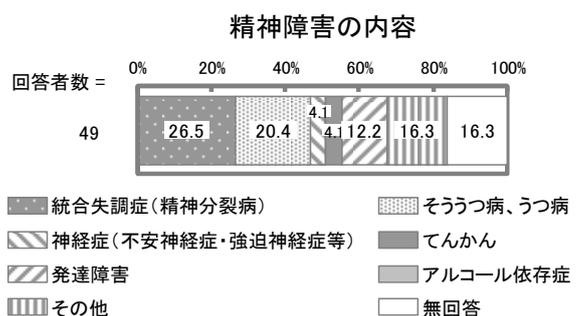
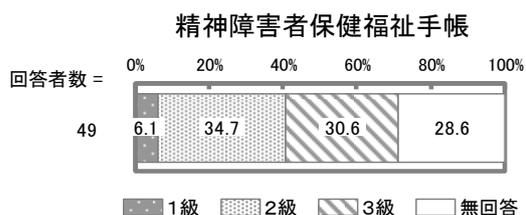
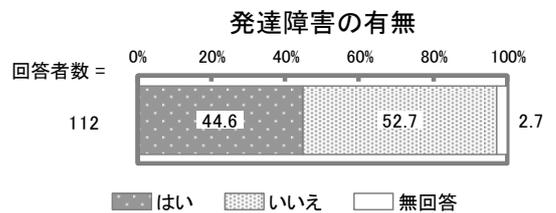
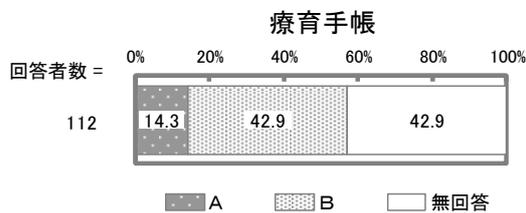
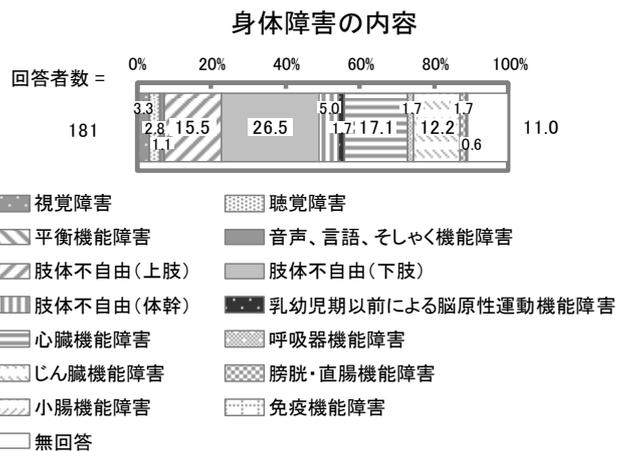
## オ 所持手帳



## カ 手帳の等級（判定）



## キ 障害の内容

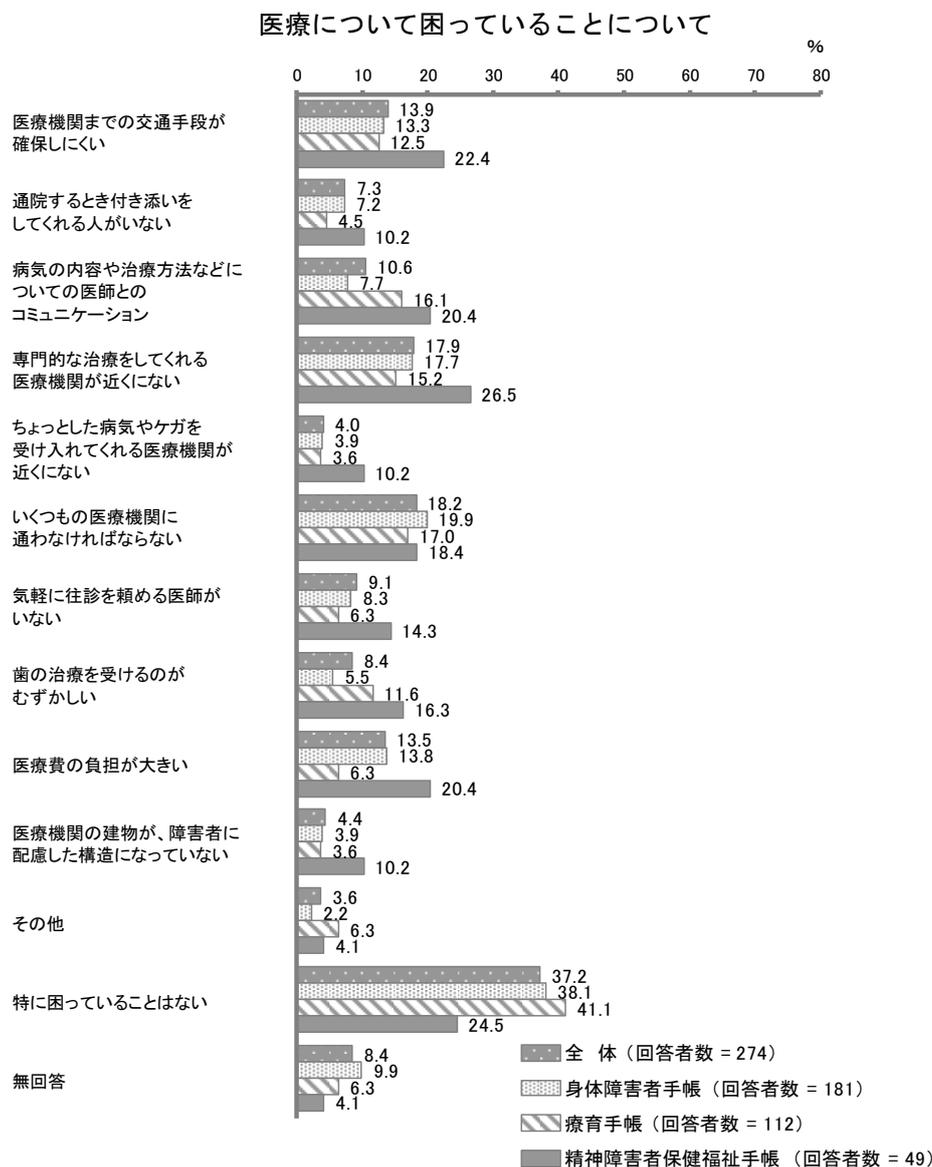


## ② 障害者

### ア 医療について困っていることについて

全体では、「特に困っていることはない」の割合が37.2%と最も高く、次いで「いくつもの医療機関に通わなければならない」の割合が18.2%、「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」の割合が17.9%となっています。

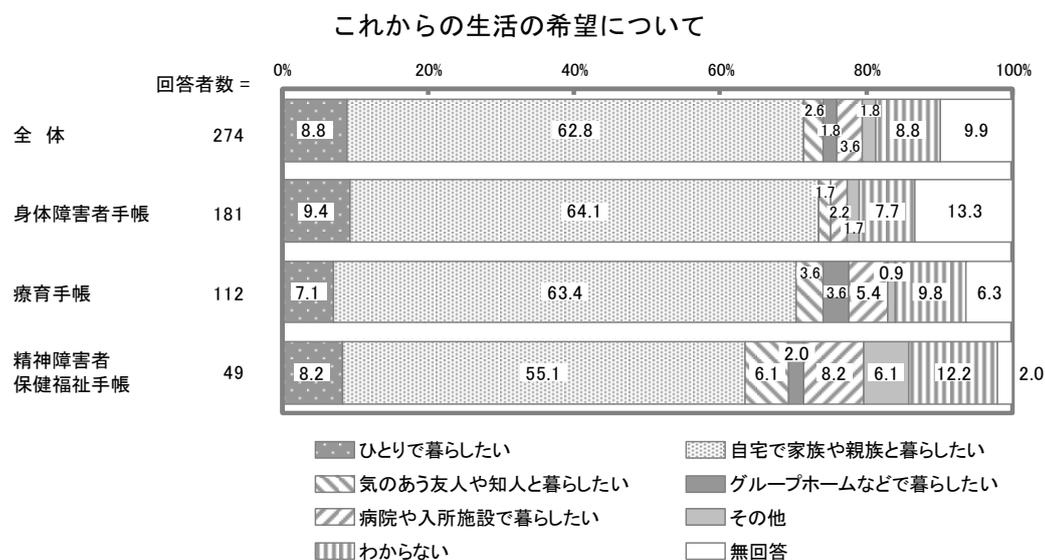
障害者手帳種別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「医療機関までの交通手段が確保しにくい」「病気の内容や治療方法などについての医師とのコミュニケーション」「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」「ちょっとした病気やケガを受け入れてくれる医療機関が近くにない」「気軽に往診を頼める医師がいない」「歯の治療を受けるのがむずかしい」「医療費の負担が大きい」「医療機関の建物が、障害者に配慮した構造になっていない」の割合が高くなっています。



## イ これからの生活の希望について

全体では、「自宅で家族や親族と暮らしたい」の割合が62.8%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」、「わからない」の割合が8.8%となっています。

障害者手帳種別でみると、他に比べ、身体障害者手帳、療育手帳で「自宅で家族や親族と暮らしたい」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「病院や入所施設で暮らしたい」の割合が高くなっています。

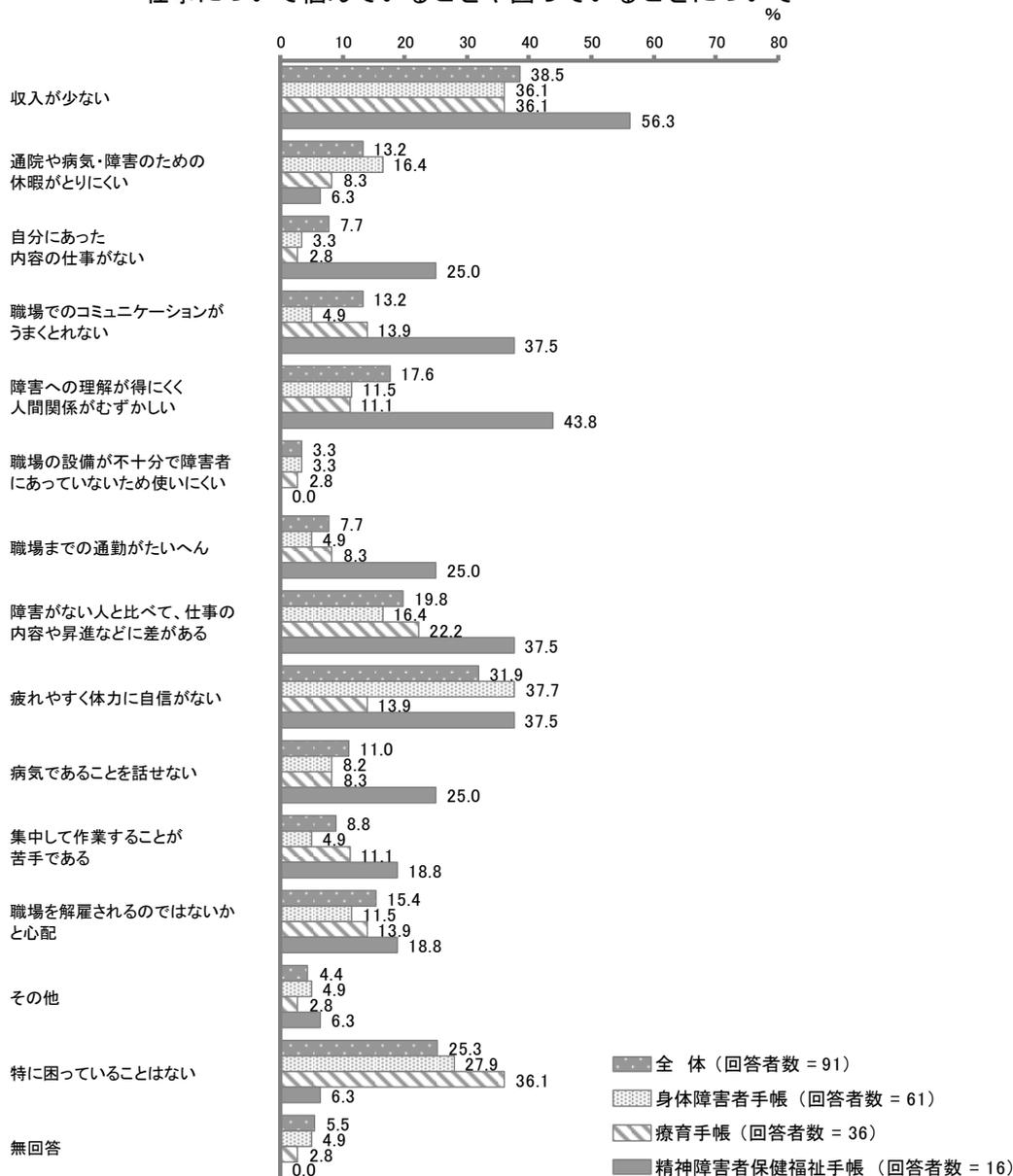


## ウ 仕事について悩んでいることや困っていることについて

全体では、「収入が少ない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「疲れやすく体力に自信がない」の割合が31.9%、「特に困っていることはない」の割合が25.3%となっています。

障害者手帳種別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「通院や病気・障害のための休暇がとりにくい」「疲れやすく体力に自信がない」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「自分にあった内容の仕事がない」「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」「障害への理解が得にくく人間関係がむずかしい」「職場までの通勤がたいへん」「障害がない人と比べて、仕事の内容や昇進などに差がある」「病気であることを話せない」「集中して作業することが苦手である」「職場を解雇されるのではないかと心配」の割合が高くなっています。

仕事について悩んでいることや困っていることについて

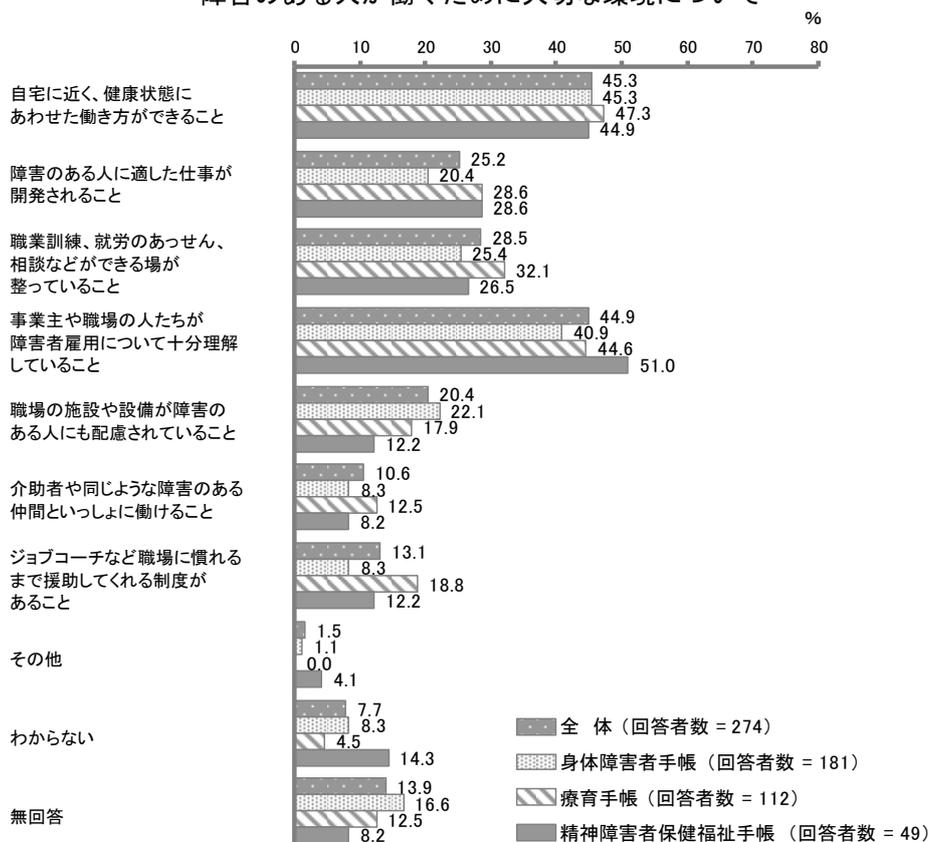


## エ 障害のある人が働くために大切な環境について

全体では、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が45.3%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」の割合が44.9%、「職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること」の割合が28.5%となっています。

障害者手帳種別でみると、他に比べ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「障害のある人に適した仕事が開発されること」の割合が、療育手帳で「職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること」「ジョブコーチなど職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」の割合が、身体障害者手帳で「職場の施設や設備が障害のある人にも配慮されていること」の割合が高くなっています。

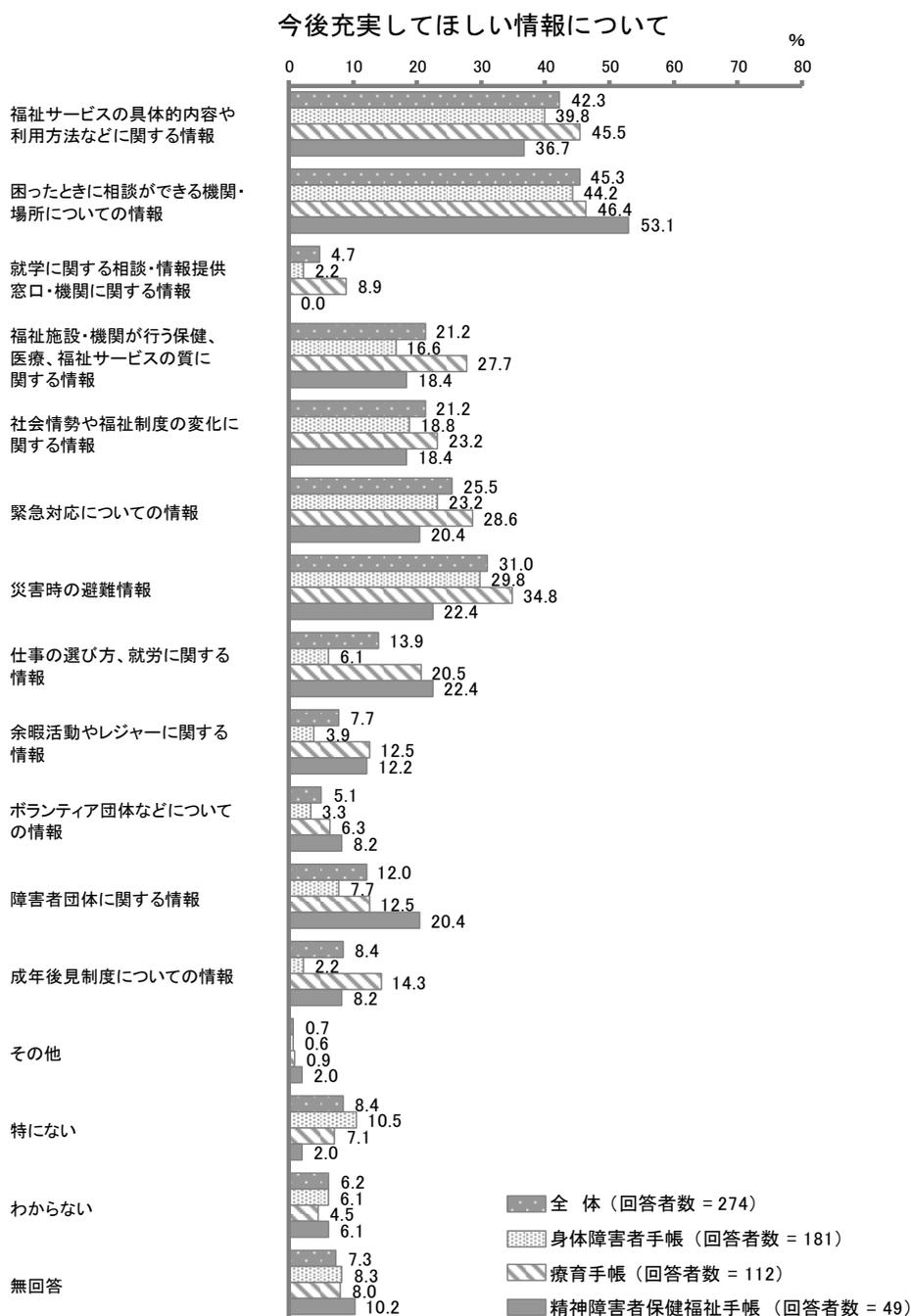
障害のある人が働くために大切な環境について



## オ 今後充実してほしい情報について

全体では、「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」の割合が45.3%と最も高く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」の割合が42.3%、「災害時の避難情報」の割合が31.0%となっています。

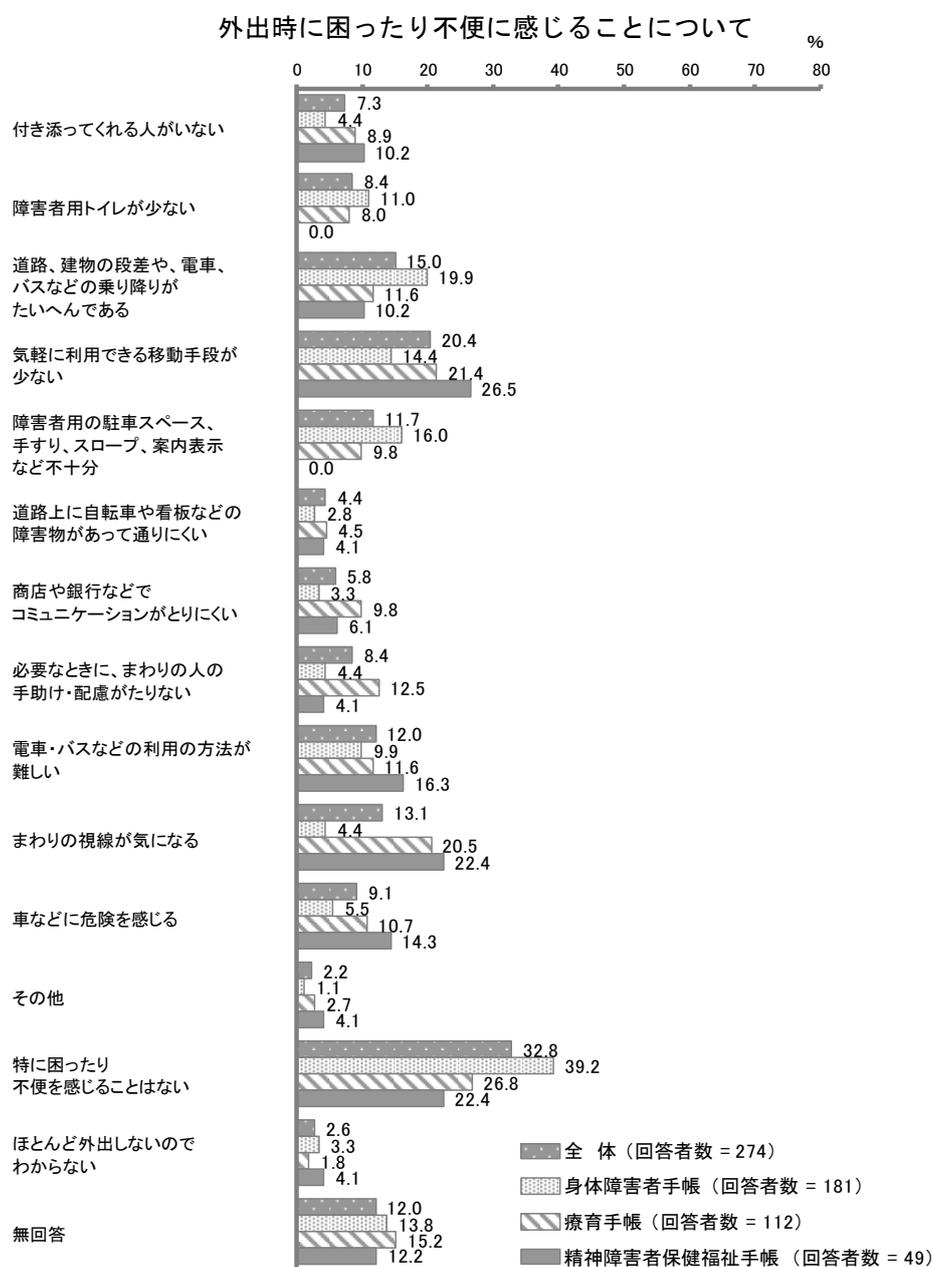
障害者手帳種別でみると、いずれも「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」の割合が高くなっています。



## カ 外出時に困ったり不便に感じることにについて

全体では、「特に困ったり不便を感じることはない」の割合が 32.8%と最も高く、次いで「気軽に利用できる移動手段が少ない」の割合が 20.4%、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」の割合が 15.0%となっています。

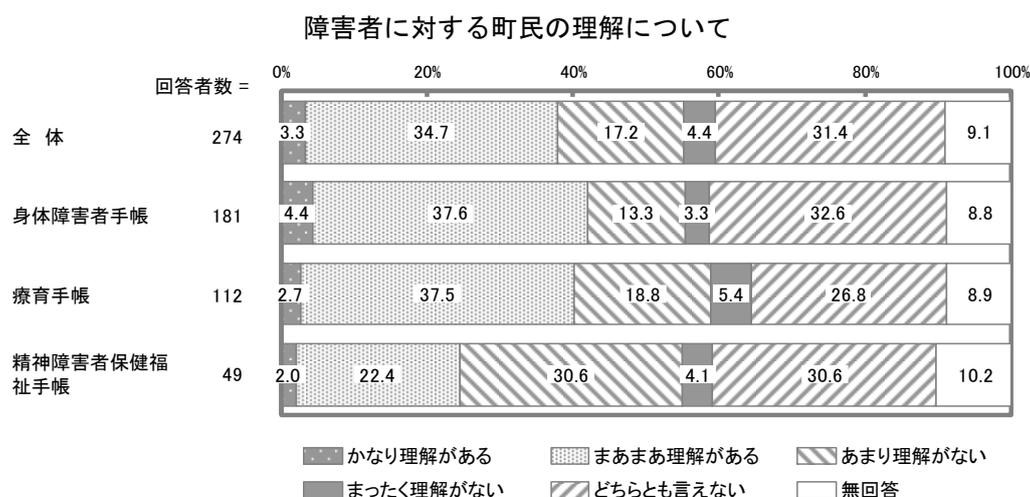
障害者手帳種別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「気軽に利用できる移動手段が少ない」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「特に困ったり不便を感じることはない」の割合が高くなっています。



## キ 障害者に対する町民の理解について

全体では、「かなり理解がある」と「まあまあ理解がある」をあわせた“理解がある”の割合が38.0%、「あまり理解がない」と「まったく理解がない」をあわせた“理解がない”の割合が21.6%となっています。

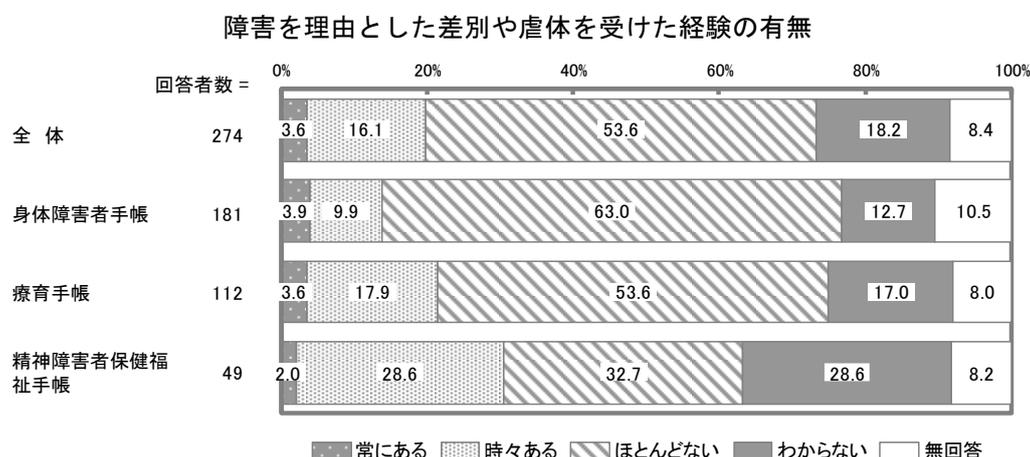
障害者手帳種別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で“理解がない”の割合が高くなっています。



## ク 障害を理由とした差別や虐待を受けた経験の有無

全体では、「常にある」と「時々ある」をあわせた“ある”の割合が19.7%、「ほとんどない」の割合が53.6%となっています。

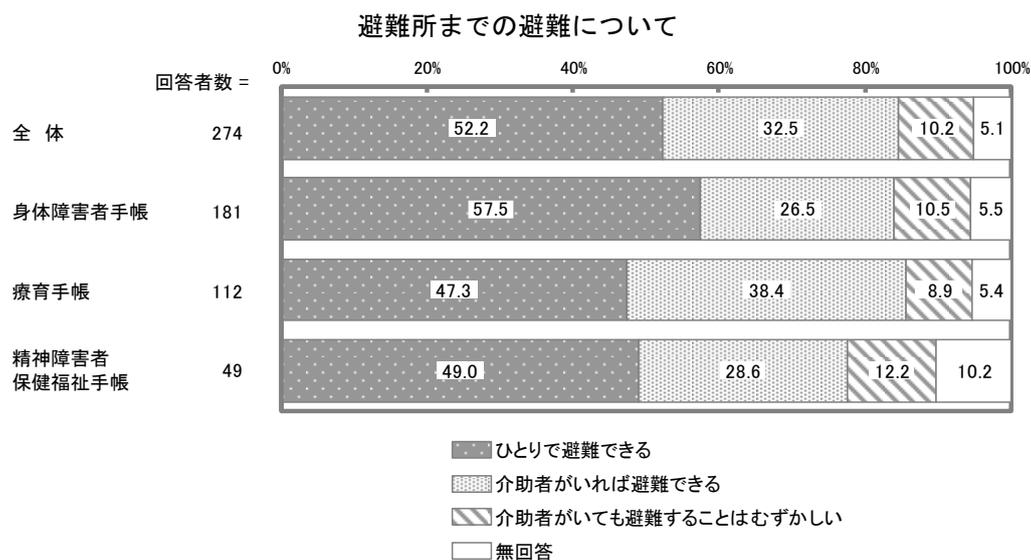
障害者手帳種別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で“ある”の割合が高くなっています。



## ケ 避難所までの避難について

全体では、「ひとりで避難できる」の割合が52.2%と最も高く、次いで「介助者がいれば避難できる」の割合が32.5%、「介助者がいても避難することはむずかしい」の割合が10.2%となっています。

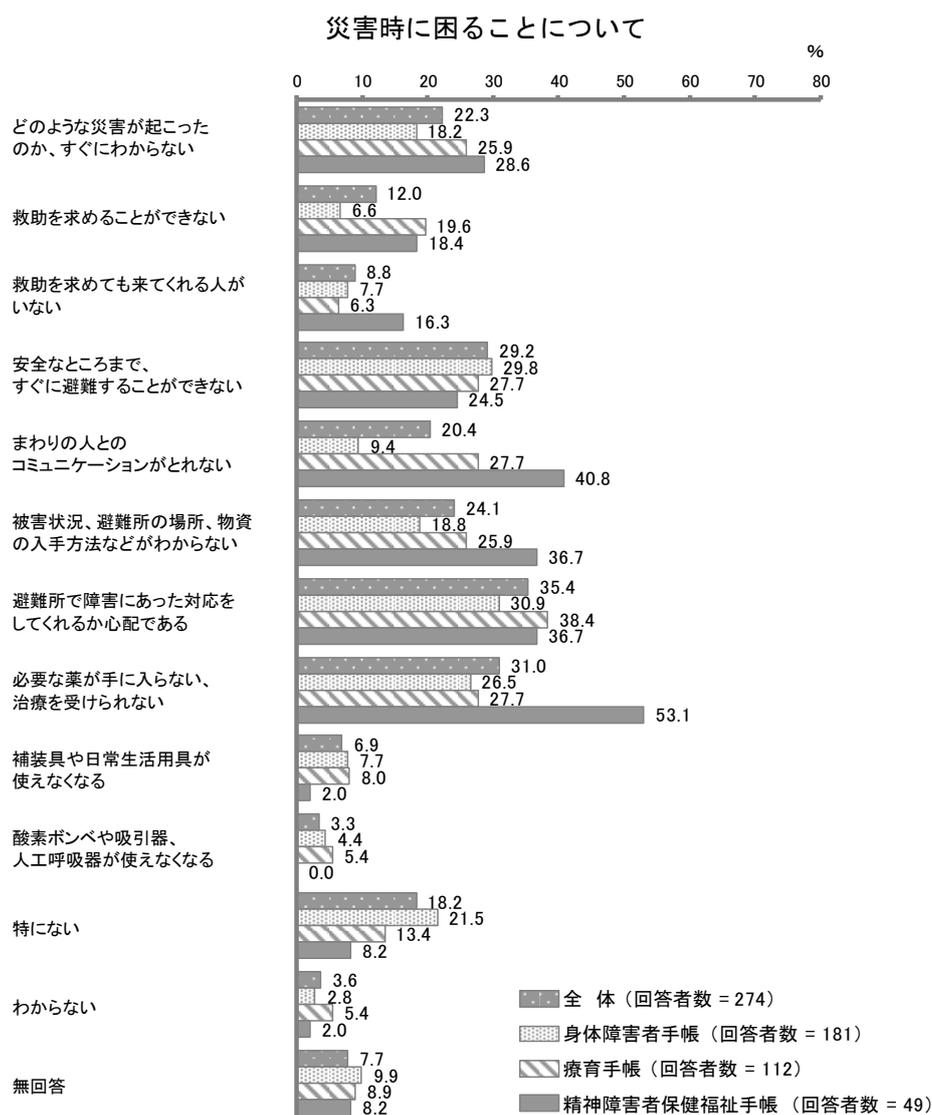
障害者手帳種別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「ひとりで避難できる」の割合が、療育手帳で「介助者がいれば避難できる」の割合が高くなっています。



## コ 災害時に困ることについて

全体では、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」の割合が35.4%と最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が31.0%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が29.2%となっています。

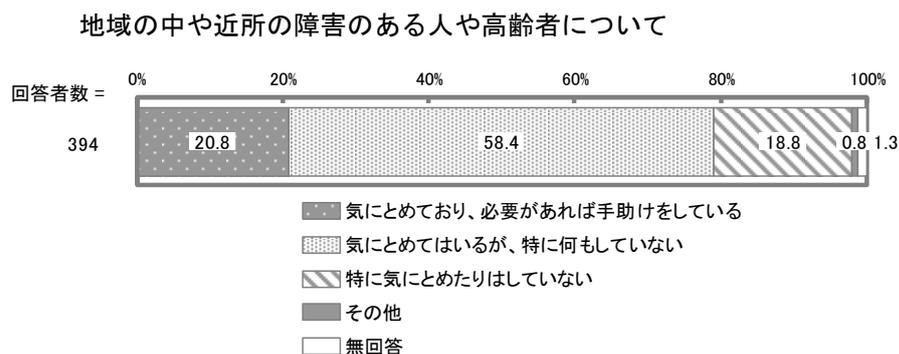
障害者手帳種別でみると、他に比べ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」「救助を求めることができない」「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「救助を求めても来てくれる人がいない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が高くなっています。



### ③ 一般町民

#### ア 地域の中や近所の障害のある人や高齢者について

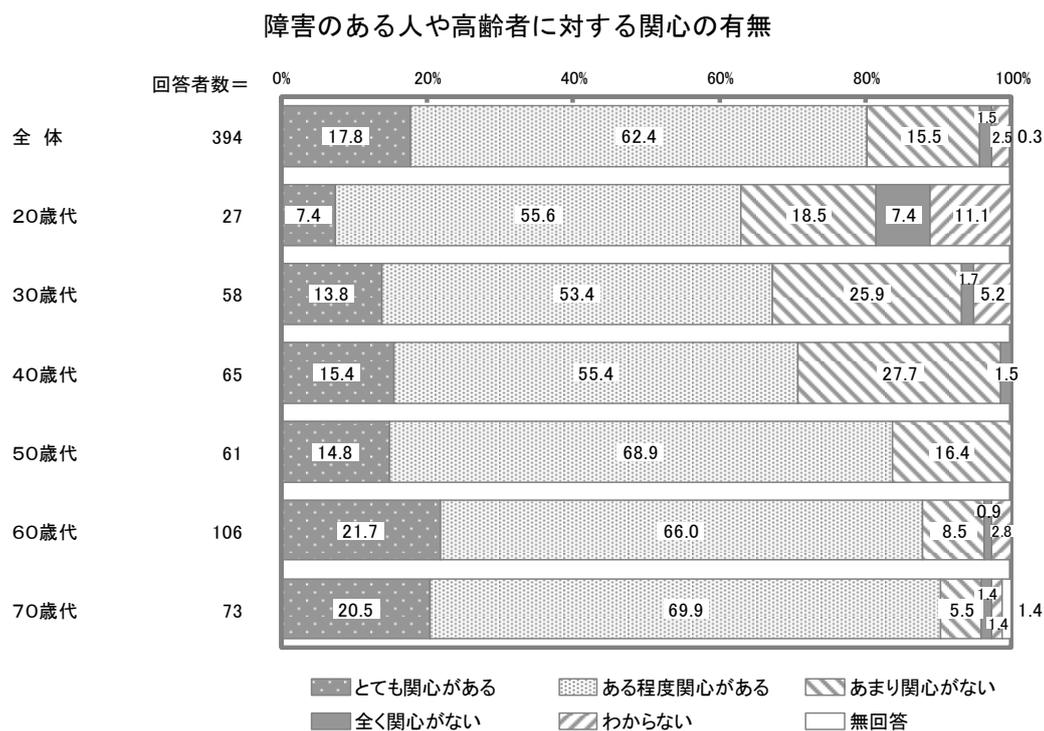
「気にとめてはいるが、特に何もしていない」の割合が58.4%と最も高く、次いで「気にとめており、必要があれば手助けをしている」の割合が20.8%、「特に気にとめたりはしていない」の割合が18.8%となっています。



#### イ 障害のある人や高齢者に対する関心の有無

全体では、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が80.2%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が17.0%となっています。

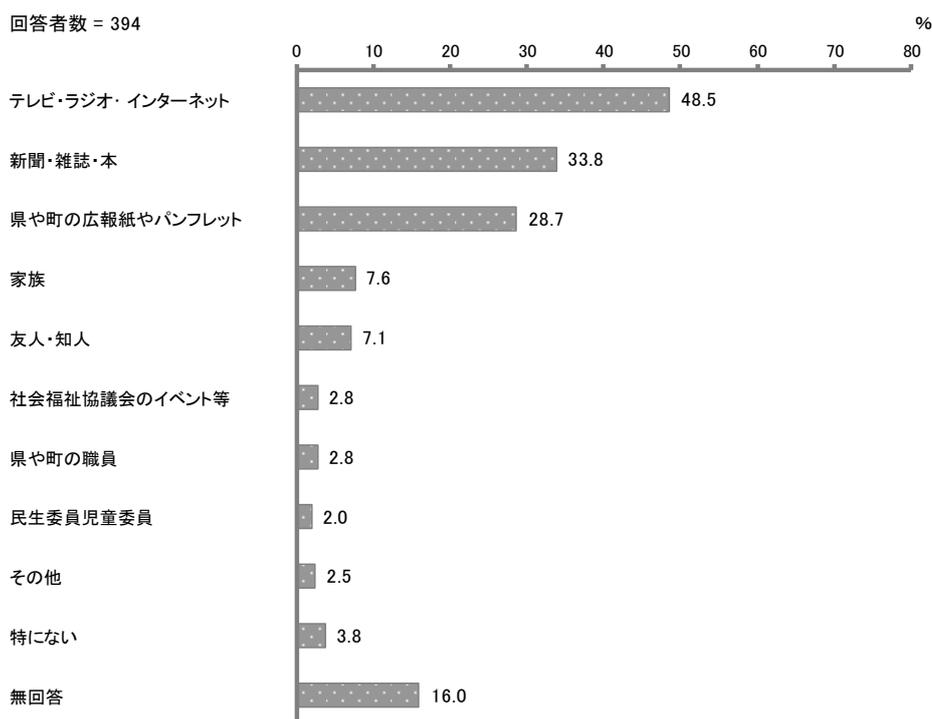
年齢別でみると、年齢が高くなるにつれて、“関心がある”の割合が高くなっています。



### ウ 福祉に関する制度や動きについての情報を得る手段について

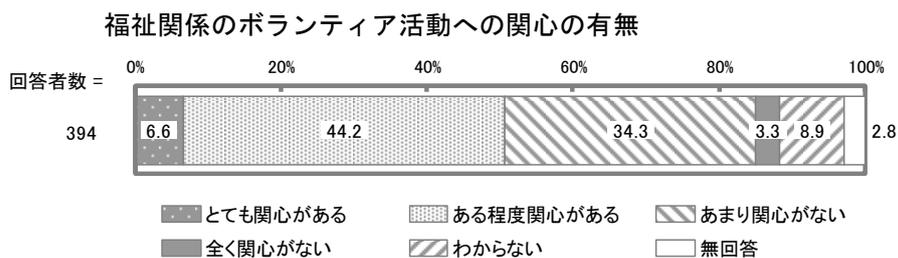
「テレビ・ラジオ・インターネット」の割合が48.5%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・本」の割合が33.8%、「県や町の広報紙やパンフレット」の割合が28.7%となっています。

福祉に関する制度や動きについての情報を得る手段について



### エ 福祉関係のボランティア活動への関心の有無

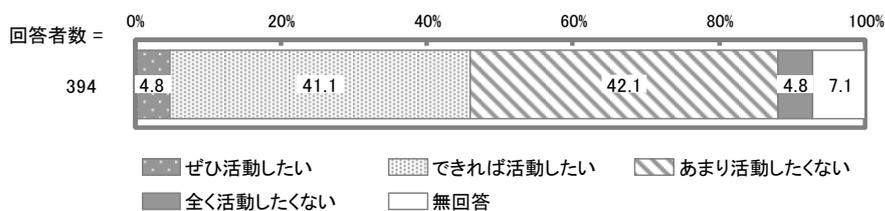
「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が50.8%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が37.6%となっています。



オ 福祉関係のボランティア活動への参加・継続意向について

「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」をあわせた“活動したい”の割合が45.9%、「あまり活動したくない」と「全く活動したくない」をあわせた“活動したくない”の割合が46.9%となっています。

福祉関係のボランティア活動への参加・継続意向について



カ 障害のある人・高齢者・子どもにとっての吉田町の住みやすさについて

「ふつう」の割合が50.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.7%、「住みにくい」の割合が12.9%となっています。

障害のある人・高齢者・子どもにとっての吉田町の住みやすさについて

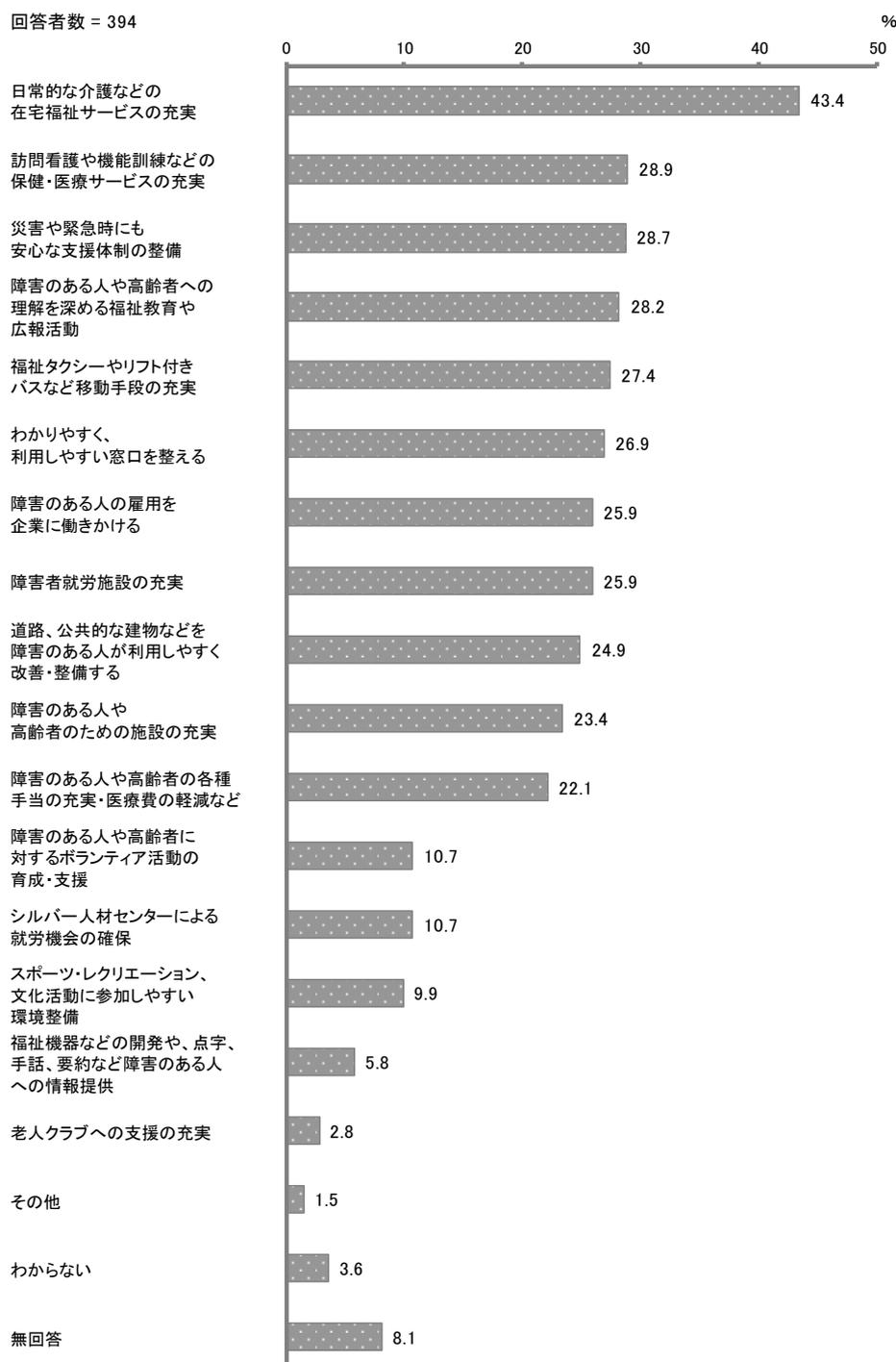


キ 障害のある人や高齢者にとって住みやすいまちをつくるために重要な活動について

「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「訪問看護や機能訓練などの保健・医療サービスの充実」の割合が 28.9%、「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」の割合が 28.7%となっています。

障害のある人や高齢者にとって住みやすいまちをつくるために重要な活動について

回答者数 = 394



### 3 当事者団体等ヒアリング結果

#### (1) 団体の活動や会員の方の生活上の課題

##### ① 団体の活動上の課題について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・役員や会員の高齢化が進み、活動が大変になってきている。また、新規会員の加入がないため、会員が減少している。</li><li>・もっと存在を地域の方々に知ってもらいたい。</li><li>・30～40代と60～70代の保護者の世代の違いにより、共通認識が作りにくい。</li><li>・保護者のダブル介護が増えている（障害者の子どもと80代の親の介護など）</li><li>・会員の年齢層が変わってきて、考え方が変わってきている。</li><li>・会自体がなくなると、代表として言う機会が失われていってしまう。何ができるか、何を支援してもらいたいかを、発信していくためにも存続させていきたい。</li><li>・学校としても閉鎖的な雰囲気になっているが、こちら（当事者）から発信しづらい部分もある。</li><li>・差別解消法もできて、世の中は変わってきているとは思うけど、意識が追いついていないところはある。</li><li>・外部の研修を受けると勉強になる。職員の人も意欲のある人は参加してってもらいたい。</li><li>・本人が社会の中で、認知されていくことを目的に活動しているが、課題も多い。働く所はできてきている反面で、一般就労ができなくなってきている。</li><li>・相談事例が多くなってきている。顕在化してきている。</li><li>・親亡きあとの居場所として、グループホームを吉田町にもほしい。</li><li>・風通しの良い相談窓口ができるとよい。会で初期相談は対応できても専門的なことになるとやはり行政でないと対応できない。</li></ul>

##### ② 団体の会員の方が抱えている生活上の課題について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・肢体不自由者の方で、歩行が困難なため、移動が伴う活動には参加できない。</li><li>・なかなか障害を持っている人に対して一般の人々の理解がなく、肩身がせまい思いをする。</li><li>・本人の高齢化により、体力の低下がみられる。</li><li>・保護者の高齢化により、活動に参加できない状況も出てきた。</li><li>・高齢化してきている中で、移動手段が問題。社協がやってる移動支援なども、利用する条件などが知られていない。</li></ul>

### ③ 活動に関わることで町に期待する支援について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>• 会員が減少してきているので、手帳交付時などを利用して福祉会の活動を PR していただき、会員を増やしていきたい。民生委員や町の職員も、障害者団体などの会合に出てきて意見交換ができれば、障害者福祉向上の一助となるのでは。</li><li>• なかなかこちらからは障害を知ってもらいたいという気持ちはあっても発信をためらってしまうのでその橋渡しをしてもらいたい。</li><li>• 親亡き後、障害者の金銭管理などをゆだねることが可能な、法人後見制度の整備を早急にお願したい。</li><li>• 計画をつくる時だけでなく普段から意見交換の場が必要であると良い。</li><li>• 地域の中での障害のある人を把握して見守りをお願いしたい。</li></ul>

### (2) 地域での障害福祉サービス基盤の整備、サービス利用の支援、サービスの質の向上に向けた要望や意見

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>• 吉田町総合障害者自立支援施設『あつまリーナ』内に、医療的ケアが必要な子を含む重症心身障害者が安心して通えるように改修していただきたい。</li><li>• グループホームについて、精神障害者に適切な関わりをして下さる所が近隣にないこと。高齢化した家族には、頑張り切れない問題です。沓谷（静岡）で過ごしていますが。</li><li>• 特別支援学校では毎年、卒業生が社会に出ることになる、地域社会の障害福祉サービスの基盤として知的障害者の生活支援事業所、就労移行支援事業所、B 型事業所、A 型事業所の設立を希望する。</li><li>• 知的障害者が、療育手帳で受けられるサービスや、その他の障害福祉サービスの情報を当該家族や当事者に広く伝えて欲しい。</li><li>• 知的障害者に関わる専門職は、本人の自己選択・自己決定をきちんと支援する力をつける研修が必要だと思うので、実施をお願いしたい。</li><li>• 知的障害児・者の地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進を希望する。</li><li>• 法人後見を進めてもらいたい。</li></ul>

### (3) 町の障害福祉施策に関する意見・要望

#### ① 障害に対する理解や啓発について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者差別解消法など法整備はされてきたが、障害と障害のある人に関する正しい知識がうすく感じられる。障害に対する理解を深め、必要な配慮や支援が行われるよう広報紙・ホームページ・社協だより等で、より積極的にPRしていただきたい。</li><li>・ やはり、知的障害は目に見えない分、変な目で見られやすいし、理解されにくい。</li><li>・ 身体障害者や盲聾者への啓発事業を、目にすることがあるが、「知的障害者の理解を深める」啓発事業を実施していただきたい。</li><li>・ 個人商店へ、知的障害者への理解や啓発を実施していただきたい。</li></ul>

#### ② 福祉・保健・医療サービスについて

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉施設・サービス内容について、障害者当事者、家族が知らないことが多い。また、町の障害者相談員も同様で、障害福祉の制度・サービスなどの情報が豊富にあれば、相談にも幅ができる。</li><li>・ 障害者が使える「一目でわかる福祉・保健・医療サービス」の冊子の作成を希望する。</li></ul>

#### ③ 教育・育成について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流を推進すれば、幼い頃から障害に対する理解が深まり、将来、障害福祉の担い手に育ってってくれるのでは。</li><li>・ 特別支援学校はいろいろと情報を発信してくれるが、町の小・中学校の支援学級は情報が少ないとよく聞くのでもっと情報の共有などをした方が良い。</li><li>・ 障害者本人への、自立生活ができる力をつける機関があることを希望する。</li><li>・ 健常者が、障害者を理解できる機会・制度・機関を希望する。</li><li>・ 子どもが、小さい時から「心のバリアフリー」を学べる機会・仕組みを希望する。</li></ul>

#### ④ 就労について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者雇用について、雇用数の水増しで社会問題になっているが、この機会をとらえて、企業に積極的に障害者雇用のアピールをしたらどうか。また、雇用した優良企業などを表彰し、障害者雇用の意識を高める。</li><li>・ 吉田町には支援学校を卒業してから行く就労先が少なすぎたり、定員がいっぱいで入れないという現状を聞くのでもっと就労先をつくってほしい。</li><li>・ 町の公共機関に障害者の就業を増やしてほしい。</li><li>・ 町内の企業・商店に障害者雇用が増える施策を実施し、障害者雇用が増えてほしい。</li><li>・ 就労支援事業所の情報（条件や入所状況）があると相談の幅が広がる。</li></ul>

## ⑤ 生活環境・バリアフリー、防災について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>• 誰もが安全に避難できるように、障害者を交えた防災訓練が必要と考える。また、町の災害援助等の現状や、取り組みがあまり見えない。</li><li>• 健康福祉センター中庭の入口付近、レンガ敷きに凹凸がある。つまりいて転ぶ人がいる。• 災害が起きた時 1 人では行動ができないし、避難所へ行ったとしても目立つので肩身のせまい思いをする。理解者が必要。</li><li>• 障害者用の福祉避難所を明確にしていきたい。</li><li>• 知的障害者を交えた防災訓練を実施していただきたい。</li></ul>

## ⑥ スポーツ・レクリエーション、余暇活動について

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>• 障害がある人にとって運動することは、機能回復訓練にもなる。</li><li>• 手をつなぐ育成会では、町教育委員会の委託を受けて、青年講座を実施している、それは、余暇活動であるとともに、学校卒業後の生活指導や社会活動体験、コミュニケーションづくりを担っている。</li><li>• 手をつなぐ育成会では、スポーツ教室、音楽教室に取り組んでいるが育成会に加入していない障害者はそのような機会がない。</li></ul>

## (4) その他障害のある方を支えていくための課題や必要な取り組みなど

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>• 吉田町障害者（児）福祉推進委員会に医療的ケア者（児）の当事者団体も参画させたら、より多くの意見が聞け、障害福祉の充実が図れるのでは。他の障害者団体では当事者の要望がうまく伝わらず、代弁はむずかしいところがある。</li><li>• 知的障害者相談員は、町から委託を受けて、相談活動を行っている、広報にも掲載されているにも関わらず、障害者事業所などに認知されていない。</li><li>• 知的障害者相談員が、町の福祉関係者・福祉事業所と連携が取れる方策をお願いしたい。</li><li>• 2025 年問題に向けての、地域包括ケアシステム構築の中に、吉田町ならではの知的障害者、精神障害者に対する包括的なケアを組み込んで頂きたい。</li></ul>



## 第 3 章

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

町では、第5次総合計画の中で、「障害者が安心して自立した生活ができるまち」を目指す姿に掲げ、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

本計画では、総合計画の考え方に基づき、基本理念を「障害者が安心して自立した生活ができるまち」とし、障害者施策における住民・地域・町の共通の目標としていきます。

[ 基本理念 ]

**障害者が安心して**

**自立した生活ができるまち**

## 2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の5つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

### (1) 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。

地域で共に暮らす障害のある人とない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支え合う意識の醸成に努めます。

また、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

## (2) 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。 —————●

障害の種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができる体制を築きます。

また、住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスなど様々な生活支援策が受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

## (3) ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。 ——●

障害のある人が、個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲など、保育・教育環境の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

また、障害のある子どもを支援する環境づくりや、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

## (4) 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。 ——●

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障害者に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害時に支援する体制づくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 3 施策の体系

〔 基本理念 〕    〔 基本目標 〕    〔 施策の方向 〕    〔 基本施策 〕

障害者が安心して自立した生活ができるまち

**基本目標 1**  
共に支え合う  
町民意識の  
醸成に努めます。

I 理解と交流  
の促進

- (1) 啓発・広報活動と合理的配慮の推進
- (2) 交流・ふれあいの促進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進
- (5) 生涯学習の推進

**基本目標 2**  
暮らしやすい  
支援体制の  
充実を図ります。

II 保健・医療  
サービスの  
充実

- (1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療の確立
- (2) 医療サービスの充実
- (3) 精神保健・難病対策の推進

III 福祉  
サービスの  
充実

- (1) 生活安定施策の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 人材の育成・確保
- (5) 在宅福祉サービスの充実
- (6) 施設サービスの充実

**基本目標 3**  
ライフステージに  
応じた社会参加の  
支援と教育環境の  
充実を図ります。

IV 療育・教育  
の充実

- (1) 早期療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) スポーツ、文化芸術活動の振興
- (4) 発達障害のある人に対する支援の充実

V 雇用・就労  
の促進

- (1) 生活安定施策の充実
- (2) 福祉的就労の促進
- (3) 事業者・雇用者や障害のある人への啓発や就労支援

**基本目標 4**  
誰もが安心・安全に  
暮らしやすい  
まちづくりを推進  
します。

VI 生活環境の  
整備

- (1) 福祉のまちづくりの総合的推進
- (2) 住宅環境の整備

VII 防災・災害  
対策等の  
整備

- (1) 防災対策・災害時支援
- (2) 緊急時の情報提供体制の整備
- (3) 防犯・交通安全対策



## 第4章

# 基本計画

## 1 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。

### I 理解と交流の促進

#### 現状と課題

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

さらに、平成25年6月には、障害者差別解消法が公布、平成28年4月に施行され、障害者の権利擁護のための法整備が進んできています。

アンケート調査の結果をみると、障害のある人に対する町民の理解について、理解がないと感じている人が2割となっており、今後も障害についての理解を深めるため、情報提供や学習の充実、障害のある人とない人が交流する機会などを設けていくことが必要です。

#### 今後の取組

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害に関する周知・啓発、障害のある人との交流等を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を推進します。

さらに、地域の中で障害のある人をサポートできるボランティアの活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

また、障害のある人が地域において安心して生活できるよう、町職員やサービス従事者の障害に関する理解を深め、意識の向上を目指します。

## ① 啓発・広報活動と合理的配慮の推進

事業名	内容
広報紙・ホームページ・社協だよりでの広報の充実	広報紙、ホームページ、社協だよりなどを用いて、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念の普及に努めます。また、障害者に対する理解を深めるため、12月3日から9日の「障害者週間」及び12月9日の「障害者の日」を中心に開催される各種イベントや福祉サービス等を広報紙に掲載するなど、町民への周知を通し、理解啓発を図ります。
行事における啓発	コミュニティ活動や町民の集まるイベントにおいて、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品などの販売を行うとともに、障害への理解を推進します。
町職員に対する障害に対する理解促進	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する吉田町職員対応要領」に基づき、職員研修を実施し、理解促進に努めます。
障害者差別解消法の啓発	行政機関や民間事業者を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められており、障害者差別を正しく理解するよう普及、啓発及び調査等を実施します。
公的機関における障害のある人への配慮	行政機関などにおいて、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、引き続き実践します。

## ② 交流・ふれあいの促進

事業名	内容
「ふれあい広場」を利用した交流事業の充実	社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」の参加者の拡大を図るとともに、その内容の充実に努めます。
福祉大会の実施	社会福祉貢献者に対する表彰制度を拡大し、福祉大会の充実に図ります。
地域行事への障害者の参加促進	障害のある人が地域行事に積極的に参加できる環境をつくるため、自治会へパンフレットを配布して啓発を図ります。

## ③ 福祉教育の推進

事業名	内容
福祉教育実践的事業の推進	「福祉教育実践校指定事業」を推進し、児童・生徒に対する福祉教育の充実と支援体制の確立に努めます。
福祉体験や講演の実施	小・中学校における福祉体験教室などの実施を支援し、車いすや点字体験、障害のある人の講演などを通じて、児童・生徒への地域福祉の理解促進を図ります。
日常生活のなかでの障害への理解の促進	保育園・幼稚園等において、支援を受けることにより集団生活に適應できる障害児を受け入れ、あそびや生活を通し、健常児と障害児が関わり、相互の育ちを支援するとともに、障害に対する理解を促します。

#### ④ 町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

事業名	内容
ボランティアの養成・確保	地域福祉の担い手として期待される福祉ボランティアを確保するため、福祉ボランティア養成講座の開催を支援します。
町民活動・ボランティア活動の推進	町民活動やボランティア活動、地域でのコミュニティ活動を支援し、活動を通して地域で生活する障害のある人と関わることにより、町民の障害への理解の促進や、地域における協力体制の構築を図ります。

#### ⑤ 生涯学習の推進

事業名	内容
福祉関係講座等の充実を図る	社会福祉協議会や福祉サークル等の協力のもと、福祉に関する講座の充実を図る。
生涯学習環境の整備	いつでも・どこでも・誰でも学ぶことのできる生涯学習の環境を整備し、障害のある人も参加しやすいよう、必要に応じ、手話通訳者や要約筆記者を配置します。

## 2 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。

### Ⅱ 保健・医療サービスの充実

#### 現状と課題

障害のある人の福祉サービスについては、保健・医療と連携した総合的な支援が必要です。このため、相談や診察など様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

アンケート調査の結果をみると、医療について困ったことについて、「いくつもの医療機関に通わなければならない」「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」等の意見が挙がっています。重症心身障害児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

#### 今後の取組

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

また、健康診査などの実施により、障害の原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携に努めます。

### ① 障害の発生予防及び早期発見・早期治療の確立

事業名	内容
健康づくりによる予防	「すこやかプラン吉田 21」に基づき、すべてのライフステージを通して健康づくりへの取組みを推進し、障害の発生を予防します。
健康診査・健康相談による早期発見	乳幼児期、青年期、高齢期など各時期において健康診査や医師や保健師、看護師などによる相談を実施し、障害の早期発見に努め、適切な対応につなげます。
妊産婦、乳幼児家庭訪問事業の充実	妊産婦や乳幼児に対する家庭訪問事業の充実を図ります。
支援ネットワークによる支援の充実	疾病や障害の予防活動等を推進するため、保育園、幼稚園、医療施設、コーディネーターなどによる子育て支援情報連絡会を通じて、各機関が連携を図り、子どもの育成支援にあたります。
特定健康診査等の受診の促進	障害のある人の特定健康診査、保健指導のPRを図り、事後指導を充実します。

### ② 医療サービスの充実

事業名	内容
医療費の助成と制度の周知	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。また、自立支援医療、重度障害者医療費助成等、公費負担医療制度を住民へ周知するために、広報紙への掲載やパンフレットを作成するなど、制度の周知に努めます。
自立・機能訓練の充実	障害のある人が生活能力を維持するために、必要な訓練の機会と、場の提供に努めます。
救急医療体制の充実	障害のある人がいつでも必要な治療を受けられるように、医師会や医療機関の協力を得て、夜間や休日の救急医療体制の充実を図ります。
医療機関との連携	障害者が、障害の種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。

### ③ 精神保健・難病対策の推進

事業名	内容
相談及び生活支援の充実	精神障害のある人や難病の人の家族等に対して、適切な医療を受けるための情報提供並びに相談事業を推進します。
難病の相談及び指導体制の充実	難病患者とその家族に対する医療相談や、小児慢性特定疾患の患者への療育指導を保健所と連携を図ります。
在宅福祉サービスの充実	難病患者に対して、ホームヘルプ（訪問介護）サービスなどのサービスの提供を図ります。

### Ⅲ 福祉サービスの充実

---

#### 現状と課題

アンケート調査の結果をみると、多くの障害のある人がこれからも自宅で家族や親族と住み続けたいと考えています。住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、生活課題が複雑化多様化するなか、障害のある人・介護者の高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、包括的な支援体制の整備が必要です。

また、そうした支援に適切につなげていく相談支援体制も重要です。

#### 今後の取組

障害のある人のニーズに応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活や社会生活を営む上での支援を行うために、在宅サービスの量的・質的充実を図るとともに、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

また、障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

### ① 生活安定施策の充実

事業名	内容
年金制度加入の促進	障害基礎年金を可能な限り受けられるように、国民年金の加入や支払いなどについて広報・啓発を推進します。
経済的援助制度の周知徹底	障害のある人の生活安定を図るため各種手当や助成等のPRに努め、経済的援助制度が円滑に利用されるよう努めます。
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の取得促進	生活安定施策の対象は各手帳所持者となるので、手帳を所持していない障害者に対して周知に努めます。
各種減免・割引制度の活用促進	広報紙・相談窓口、障害者団体や関係機関を通じて、各種減免・割引制度の活用促進を図ります。

### ② 相談支援体制の充実

事業名	内容
連携体制の充実	より身近な相談の窓口として医療機関、民生・児童委員による地域住民の実態把握や相談から、町・社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師などとの連携を密にします。
障害児（者）施設による相談の充実	障害児（者）施設において、身近に相談できる体制の充実を図ります。
障害者虐待防止法の周知及び早期対応への体制の充実	障害者虐待防止法や虐待を見つけた場合の相談窓口の周知及び啓発を行う。また、虐待発見後の対応等についての体制整備を図る。
民生委員児童委員及び障害者相談員活動の充実	民生委員児童委員及び障害者相談員を活用して、相談支援体制の充実を図ります。

### ③ 権利擁護の推進

事業名	内容
権利擁護事業の推進	知的障害者や精神障害者、認知症高齢者、要支援者・要介護認定者及び身体障害者が地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「地域福祉権利擁護事業」の周知と利用促進を図ります。
成年後見制度の周知	知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者の財産管理や身上監護を行う「成年後見制度」の周知と利用促進を図ります。また、市民後見人や法人後見事業の周知を進めます。

#### ④ 人材の育成・確保

事業名	内容
各種研修会等の参加促進	県で実施するホームヘルパー（訪問介護員）の研修会や福祉分野の研修会等について、ホームヘルパー（訪問介護員）や町職員の積極的な参加促進を図ります。

#### ⑤ 在宅福祉等サービスの充実

事業名	内容
障害福祉サービスの充実	障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、障害の特性や程度に応じた障害福祉サービスの提供の充実に努めます。
地域生活支援事業の充実	障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活又は社会生活を住みなれた地域で送ることができるよう、地域生活支援事業の整備に努めます。
入浴サービス事業の利用促進	訪問入浴サービス事業の充実と利用の促進を図ります。
介護機器等の給付事業の充実	介護機器等の福祉用具の情報収集、提供に努めるとともに、必要に応じ国・県に補装具や日常生活用具の品目の追加等を要望します。
コミュニケーション（意志伝達）事業の充実	手話、要約筆記、点字や音声による情報提供については、広域での公的配置とボランティアの協力により行います。
外出に対する支援の充実	外出に対する支援を図るためガイドヘルパー（移動介護従事者）の確保を図るほか、外出ボランティアの育成に努めます。また、有料道路、バス割引券の発行、重度心身障害者移送費助成、リフト車貸出事業などの充実と有効利用を促進します。

#### ⑥ 施設サービスの充実

事業名	内容
地域生活支援拠点等の整備	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場等の機能を有した地域生活支援拠点の整備を進めます。
環境改善、重度化・高齢化対応	重度障害のある人や障害のある高齢者の受け入れが可能な施設の整備を図ります。
居住の場の整備充実	障害のある人の地域生活への移行を促進するため、グループホームやアパートなどの自立した日常生活を送れる居住の場の整備を図ります。

### 3 ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。

#### IV 療育・教育の充実

##### 現状と課題

子どもの障害は、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。さらに、障害児に対して、関係機関と連携した包括的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

また、学校においては、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるようより一層のインクルーシブ教育に向けた教職員の資質の向上や、体制の強化を図ることが必要です。

社会教育の分野においては障害のある人が積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習やスポーツ・文化・レクリエーション活動等への参加を働きかけていくことが必要です。

##### 今後の取組

障害の早期発見及び相談支援体制を強化するとともに、関係機関と連携し、早期療育に向けた支援を行います。

児童・生徒一人ひとりの発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

また、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進します。

### ① 早期療育の充実

事業名	内容
早期療育の実施	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性を踏まえ、保護者とともに一人ひとりに対応した支援を行います。また、保育園との交流事業を実施するとともに、幼稚園との連携を図ります。
専門相談員による相談・指導の充実	子どもの発育や発達に不安を持つ保護者の方などが気軽に相談できるように、専門相談員による育児についての助言や指導を通じて育児不安を解消するとともに、こども発達支援事業所を開設し、相談支援事業を実施します。
療育相談等の広報	専門相談員による療育相談を行い、利用の促進を図ります。
児童発達支援施設の整備	障害のある子どもが必要な療育を受けられるように児童発達支援施設の整備をします。

### ② 学校教育の充実

事業名	内容
福祉教育の推進	発達障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等について、教育委員会と連携して教職員の理解を深めるとともに、その指導方法に関する研修の充実に努めます。
相談の連携	障害のある人や家族を継続して支援できるように、社会福祉協議会・地域包括支援センター・医療・保健機関との連携を密にします。
健全児と特別支援学級の児童・生徒との交流教育の推進	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流を推進し、障害への理解を深めるとともに福祉教育を推進していきます。
特別支援教育の実施	各小中学校の特別支援学級や特別支援学校など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障害を持つ児童・生徒の自立を図るため、特別支援教育を実施します。

### ③ スポーツ、文化芸術活動の振興

事業名	内容
地域の運動会等への障害児（者）参加による交流の啓発	地域で行う運動会やスポーツ大会への障害児（者）の参加を促進し、交流機会の充実に努めます。
障害者スポーツの振興	様々なスポーツを通して、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会の開催を支援し、県小規模授産所連合会の「ふれあいスポーツ大会」や県の「静岡県障害者スポーツ大会」への参加を促進します。また、障害者スポーツの各種大会やスポーツ教室の情報を障害者団体に提供し、障害のある人もスポーツに親しむことのできるよう努めます。
青年講座の実施	知的や発達にハンディキャップのある方及び障害に理解のある方を対象に、講座を開催し、文化的活動の場を提供します。
障害者の作品の展示会等への支援	障害のある人のための作品等の展示会及び町民ギャラリー展を計画し、障害者団体主催の文化・芸術展等を支援します。

#### ④ 発達障害のある人に対する支援の充実

事業名	内容
乳幼児健康診査等による発達支援	乳幼児健康診査を通じて乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげます。 また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。
発達障害のある人の家族支援の推進	発達障害の理解のために、住民への啓発を行い、関係機関と連携し、家族に対する支援を行います。
発達障害などへの支援	児童発達支援事業、教育相談室等での相談支援を行います。

## V 雇用・就労の促進

---

### 現状と課題

障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとしてとらえることもでき、非常に重要な課題となっています。障害のある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組の実績、経験、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です。

アンケート調査の結果をみると、障害のある人が働くために、自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができることや事業主や職場の人たちの障害者雇用への理解、職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場の充実などが求められています。

就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

### 今後の取組

働く意欲のある障害のある人がその適性に依りて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

### ① 生活安定施策の充実

事業名	内容
就労移行支援の利用促進	障害者雇用につなげるため、障害のある人の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。
障害者雇用の促進	働く障害のある人や、働くことを希望する障害のある人を支援するため、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して障害者雇用の周知・促進に努めます。

### ② 福祉的就労の促進

事業名	内容
就労施設の充実	特別支援学校等の卒業生に対する就労の場を確保するための就労支援施設の拡充を図ります。
就労継続支援の利用促進	一般就労が困難な障害のある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。 また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。
働く場の確保	町内の障害者施設や企業に町の実施する業務を委託することにより、障害のある人に生きがいを持って携われる働く場を提供し、福祉的就労を支援します。

### ③ 事業者・雇用者や障害のある人への啓発や就労支援

事業名	内容
雇用及び理解促進啓発パンフレット配布	障害者雇用のための助成制度や雇用の必要性などを周知するため、啓発パンフレットの作成・配布を行います。
就労定着支援の推進	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう、就労定着のための支援を推進します。

## 4 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。

### VI 生活環境の整備

#### 現状と課題

障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や、移動する上で、道路等の交通環境の整備が重要です。

アンケート調査結果をみると、外出の際に不便に感じることでは、「気軽に利用できる移動手段が少ない」、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」といった声が上がっています。

障害のある人が自立した生活を営むためには、歩行空間のバリアフリー化をさらに推進していくとともに、身近な交通手段を充実し、さらに利用費用の助成などの経済的支援も重要となります。

また、公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことも必要です。

#### 今後の取組

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

## ① 福祉のまちづくりの総合的推進

事業名	内容
公共的施設の整備拡充	役場や図書館、公民館等の公共施設について、スロープや障害者用駐車場、点字案内板の設置などバリアフリー（障壁除去）化を整備促進します。また、医療施設や金融機関、大型商業施設等の公共的施設において、ゆずりあい駐車場の整備の拡充を図ります。
公園・緑地・水辺空間の整備	公園・緑地・水辺空間については、障害のある人の利用に配慮した段差の解消やトイレの設置、危険箇所の改善に努めます。
道路・歩行空間のバリアフリー化	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。
交通施設の整備の推進	警察関係機関等と協力して、歩道上の不法占拠物の撤去や放置自転車追放など歩行空間の確保に努めるとともに、音声信号機や点字ブロックなど交通安全施設の整備を促進します。また、送迎ボランティアの育成・活用を推進します。

## ② 住宅環境の整備

事業名	内容
民間住宅業者へのバリアフリー（障壁除去）化の啓発	民間集合住宅の建設にあたっては、「ハートビル法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」等に基づく指導・啓発を図ります。
民間住宅への障害者の入居要請	民間住宅の管理者や建築業者に対して、入居の理解と住宅改造の理解についての啓発を行います。
住宅改造等の促進	ホームページ・広報紙等を通じて、住宅改造のための各種制度の周知と利用促進を図ります。
相談体制の充実	（社）静岡県建築士会との連携により、住宅に関する相談・指導体制の充実を図ります。

## VII 防災・災害対策等の整備

---

### 現状と課題

災害対策基本法に基づき、障害のある人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とする名簿の作成が義務化されています。

アンケート調査結果をみると、災害発生時に1人で避難できない障害のある人が約4割となっています。また、災害発生時に不安に思うこととして、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」などが挙げられています。

今後、障害のある人に対する防犯・防災知識の普及、支援体制の充実等、防災対策を推進することが必要です

### 今後の取組

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災対策を進めます。

また、災害時の避難を地域で支援できるよう、要配慮者避難支援計画の個別計画の作成や災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

その他、防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域の中で障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。また、障害特性に配慮した交通安全対策を推進します。

### ① 防災対策・災害時支援

事業名	内容
障害者の防災訓練への参加促進	総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練に積極的な参加を促進します。
防災組織の災害時要援護者対策	民生委員児童委員や自主防災会、各障害者団体と連携して、地域内の障害のある人の把握と非常時の支援体制を図ります。
要配慮者避難支援計画への登録	要配慮者避難支援計画（個別計画）への登録の促進を図ります。
緊急通報システムの導入促進	障害のある人で、家族介護の状況と障害の程度に応じて緊急通報システムの導入を促進します。
医療行為を必要とする障害者の支援	医療機関と連携を図り、災害時において医療行為を必要とする障害者の支援体制を図ります。
緊急時のボランティア支援体制の確立	ボランティア団体や手話通訳者等と連携して、緊急時のボランティア支援体制の確立を図ります。
福祉避難所の確保	障害者を含む避難行動要支援者に対して、医療機関や福祉施設など緊急時の福祉避難所の確保を検討します。
防災体制の充実・強化	障害のある人を含めた町民参加による防災訓練の実施や、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、防災に対する自助・共助の意識啓発に努めるとともに、地域における防災体制の充実・強化を図ります。

### ② 緊急時の情報提供体制の整備

事業名	内容
携帯電話やパソコンのEメール機能による災害情報の配信	視覚、聴覚障害等のある方に対し、携帯電話やパソコンのEメール機能による災害情報の配信を行います。

### ③ 防犯・交通安全対策

事業名	内容
防犯対策の推進	警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。
交通安全対策の推進	障害のある人にも安全な交通環境を確保するため、関係機関と連携し、障害の特性に配慮した横断歩道などの交通安全施設の充実に努めます。



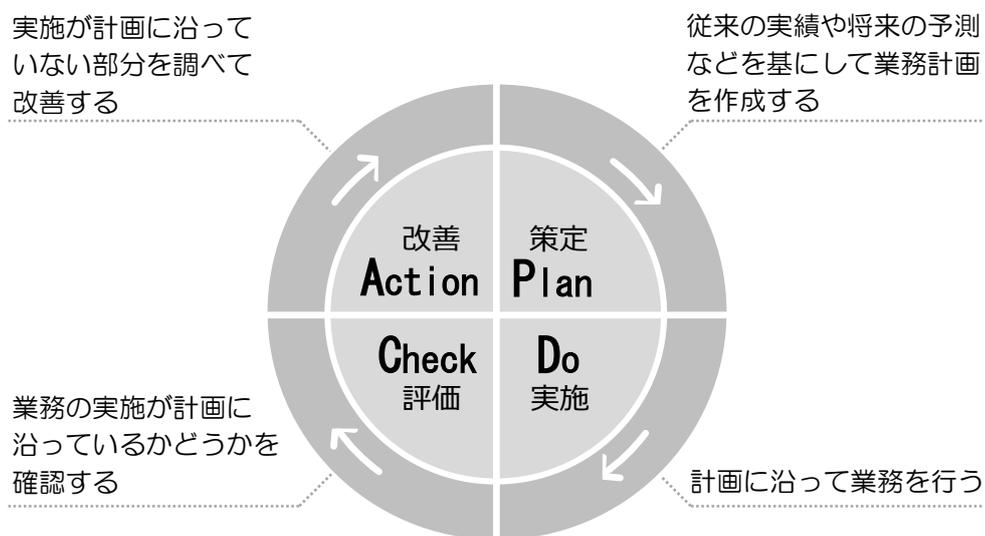
## 計画の推進体制

### 1 障害者（児）福祉推進委員会における推進

行政・福祉・保健・医療等の関係者を構成メンバーとした障害者（児）福祉推進委員会による基本計画の推進を図ります。

障害者（児）福祉推進委員会は、基本方針をはじめ、基本計画で目標とした施策に関して意見を聴取します。また、進行状況の点検を一定時期におこない、推進が停滞しないように努めることとします。

計画の進捗状況の把握と評価においては、また、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、町の上位計画と歩調を合わせつつ、進行管理委員会などにより本計画の着実な推進を図ります。



### 2 各主体の役割

障害者施策を効果的・効率的に推進していくためには、行政だけでなく、教育・就労・医療・保健・権利擁護などの各関係機関との協力体制を確保しつつ、町民・事業者との連携・協働の下、取組を進めていくことが必要です。

## (1) 町民の役割

障害のある人もない人も、ともに生きる社会を創りあげていくという認識のもと、互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現するためには、町民一人一人が障害や障害のある人に対する理解を深めることが不可欠です。さらに、障害のある人の自立や社会参加に対し、協力するよう努めていくことが必要です。

## (2) 障害のある人や障害者団体の役割

障害のある人も、社会の対等な構成員として、自己選択・自己決定のもと、社会のさまざまな活動に参加し、社会の一員としての役割を分担します。

また、障害のある人の自己実現は、体験を共有するというものから得られるものであり、障害のある人同士の支え合いによる協働が求められています。

障害者団体は、行政、関係機関と連携し、地域福祉の担い手として、当事者・利用者の視点で行われる相談支援や協働のまちづくりへの参加・参画など地域福祉活動等に積極的に関わることが求められています。

## (3) 地域社会の役割

障害のある人もない人も、地域に暮らす人たちが「協働のまちづくり」を基本に、生活の拠点である地域に根ざして、生活者としてそれぞれの地域で安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築することが重要です。

## (4) 行政の役割

行政は町民、企業や事業主などに対して、障害や障害のある人についての理解の促進に努めるとともに、関係機関などとの連携のもと、施策を着実に推進していきます。

また、障害者保健福祉行政を推進していくためには、保健・医療・福祉の分野だけでなく、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、さまざまな分野による有機的・横断的な取組みが重要です。このため、障害者保健福祉の重要性に対する認識を全庁的なものとし、統一的に計画の推進を図ります。



## 資料編

### 1 吉田町障害者(児)福祉推進委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 22 日

要綱第 7 号

改正 平成 23 年 3 月 22 日要綱第 12 号

平成 28 年 3 月 31 日要綱第 23 号

(設置)

第1条 障害者及び障害児の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための吉田町障害者(児)福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉田町障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 吉田町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者(児)福祉施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 民生・児童委員
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日要綱第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日要綱第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 2

## 吉田町障害者(児)福祉推進委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	山崎 豊	吉田町民生児童委員協議会会長	副委員長
2	枝村 和秋	吉田町身体障害者福祉会会長	
3	曾根 千鶴子	吉田町精神保健福祉会代表	
4	芝 安司	吉田町手をつなぐ会育成会会長	
5	清水 理恵	吉田特別支援学校PTA吉田地区長	
6	櫻井 郁也	駿遠学園 園長	
7	菅原 小夜子	特定非営利法人こころ施設長	
8	栗林 均	一羊会理事長	
9	長澤 道子	牧ノ原やまばと学園理事長	
10	大石 節夫	吉田町社会福祉協議会会長	委員長
11	鬼頭 淳	あつまりリーナ施設長	
12	小川 貴生	静岡県健康福祉部障害者政策課 障害者政策班副班長	
13	坂本 道明	吉田町自治会連合会会長	
14	柳原 克彦	吉田町さわやかクラブ連合会会長	

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### 【あ行】

#### インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

### 【か行】

#### 共生社会

障害のある人を分離・排除してきた社会が、障害のある人をありのままにすべてを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、ごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められる。

社会的不利益を受け孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通して、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支え合う社会をいう。

#### 協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

#### 権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

#### 高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

## 合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障害特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられる。

## 高齢化率

総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合のことで、高齢化の程度をはかる指標として使用されている。

## 心のバリアフリー

障害のある人などに対する差別や偏見等の心の障壁を取り除くこと。

## 【さ行】

### 災害時要援護者支援制度

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人(要配慮者)の中で、災害時での避難援護の支援をしてもらうための要配慮者避難支援計画（個別計画）の整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

### 支援

障害のある人は庇護されるべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自律した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮開花させるためのバックアップサポートをいう。

### 自閉症

自閉症とは、言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来多くの研究から脳の機能障害によって起こることが分かってきており、（1）社会的相互交渉の質的障害（2）コミュニケーションの質的障害（3）常同的・反復的な行動、関心、活動の3つの特徴をもつ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義付けられている。

### 障害者基本法

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。平成 23 年（2011 年）8 月 5 日に第三次改正があり、法律の目的、障害者の定義、基本的理念などが大幅に改正された。

## 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、①障害を理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどを定めている。

## 障害者総合支援法

《「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称》障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年（2005）年、障害者自立支援法として制定。平成 24 年（2012）に改正・改題され、平成 25 年 4 月から施行。難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含められるとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

## 自立

必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自律的に社会生活を営み、自己実現を図ることをいう。

## 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

## 【た行】

### 地域包括支援センター

高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が、介護・福祉・健康等の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介、権利擁護等に対応している機関。

## 【な行】

### 内部障害

内部障害は内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウィルス、肝臓機能障害がある。

### 難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としている。

### ノーマライゼーション [normalization]

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

## 【は行】

### 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法（平成 16 年 12 月公布）において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

- 学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
- 注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- 広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

## バリアフリー

道路や建物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人などが社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められていて、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざしている。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。」とする概念で、原則 1：だれにでも公平に利用できること、原則 2：使う上で自由度が高いこと、原則 3：使い方が簡単ですぐわかること、原則 4：必要な情報がすぐに理解できること、原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの 7 原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのとはスタンスが異なっている。

## 【ら行】

### リハビリテーション [rehabilitation]

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念として、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

## 第3期吉田町障害者計画

平成31（2019）年3月

発行：吉田町 福祉課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

電話：0548-33-2106

FAX：0548-33-0361